

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 危険物等取扱責任者（甲種・乙種）の認定
- ② 手続き根拠 : 船員法第117条の3第2項（同法施行規則第77条の6第2項）
- ③ 手続対象者 : 省令に定めるタンカーにおいて、危険物又は有害物の取扱に関する業務を管理すべき職務を有する者であつて、要件に適合する者。
- ④ 提出時期 : 資格の認定を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要事項を記入し、最寄りの地方運輸局又は支局・海事事務所の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 要件に適合することを証する書類・1部
- ⑧ 申請書様式 : 危険物等取扱責任者資格認定申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船員法施行規則第77条の6、第9号表
- ② 標準処理期間 : 1日間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による

危険物等取扱責任者資格認定申請書

年 月 日

殿

申請者^{ふりがな}氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の6第2項の規定により申請します。

船員手帳番号	第 号
認定を受けようとする資格の区分	甲 種 (石油)、甲 種 (液体化学薬品)、 甲 種 (液化ガス)、 乙 種 (石油・液体化学薬品)、 乙 種 (液化ガス)
乗船履歴	
講習課程の名称等	
*	

記載心得

- 1 認定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲む。
- 2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。
甲種危険物等取扱責任者の認定を申請する者にあつては、職名の次にタンカーの種類を記載すること。
- 3 講習課程の名称等の欄には、認定に必要な修了した講習課程の名称及び修了年月日を記載すること。
- 4 * 欄には記載しないこと。